

● 勝山市特定事業主行動計画における女性職員の活躍に向けた数値目標設定のための把握項目の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握、分析を行ったので、内閣府令第6条に基づき以下の7つの把握項目を公表します。

【把握項目①】女性職員の採用割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般行政職	57.1%	37.5%	40.0%
嘱託職員/再任用職員	33.3%	40.0%	50.0%
臨時職員/会計年度任用職員	72.4%	73.7%	70.9%

従来の嘱託職員及び臨時職員の区分はなくなり、令和2年度から再任用職員及び会計年度任用職員の区分とします。採用者に占める女性職員の割合は一般行政職では4割弱、再任用職員では5割、会計年度任用職員が7割となっていますが、年度によってばらつきはあります。女性職員の採用割合を更に拡大するため、効果的な広報活動等に取り組んでいく必要があります。

【把握項目②】継続勤務年数の男女差

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
全職員	男性	19.22年	19.55年	19.99年
	女性	20.84年	20.77年	21.03年
	男女差	1.62年	1.22年	1.04年
一般行政職	男性	18.91年	19.22年	19.65年
	女性	20.16年	20.18年	20.38年
	男女差	1.25年	0.96年	0.73年
技能労務職	男性	25.65年	24.28年	26.94年
	女性	27.64年	28.23年	29.22年
	男女差	1.99年	3.95年	2.28年

全職員でみた継続勤務年数については、男女で約1年の差であり、女性のほうが若干長い勤務年数となっています。技能労務職については、男女差が小さくなりました。

【把握項目③】超過勤務の状況

（令和6年度 単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実績	16.8	14.1	14.4	11.0	9.8	11.4	22.0	14.5	15.0	14.4	16.1	14.1

超過勤務については全職員の平均でひと月あたり14.5時間となっています。一人あたりの超過勤務時間数の状況は、令和5年度の16.2時間と比較して減少となっています。超過勤務の縮減に向けて更なる取り組みの強化、職員全体の意識改革が必要です。

【把握項目④】管理職の女性割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理職総数	20名	22名	21名
男性	16名	17名	16名
女性	4名	5名	5名
女性割合	20.0%	22.7%	23.8%

【把握項目⑤】各役職段階の職員の女性割合

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
政策幹級	男性	2名	6名	4名
	女性	2名	0名	0名
	割合	50.0%	0%	0%
課長級	男性	14名	11名	12名
	女性	2名	5名	5名
	割合	12.5%	31.3%	29.4%
課長補佐級	男性	25名	24名	22名
	女性	6名	5名	5名
	割合	19.4%	17.2%	18.5%
係長級	男性	36名	33名	37名
	女性	17名	17名	15名
	割合	32.1%	34.0%	28.8%

管理職（政策幹級・課長級）に占める女性職員の割合は、年々増加傾向にあります。しかしながら、将来、管理職を担うべき課長補佐級の女性職員の割合が低いため、今後更に職域拡大等による多様な職務機会の付与、将来の女性管理職候補となるべき女性職員の育成に取り組んでいく必要があります。

【把握項目⑥】男女別の育休取得率・平均取得期間

(令和6年度)

	男性			女性		
	育児休業 取得可能 職員数	育児休業 取得職員数	取得率	育児休業 取得可能 職員数	育児休業 取得職員数	取得率
一般行政職	3名	2名	66.7%	7名	7名	100%
技能労務職	0名	0名	0%	0名	0名	0%

女性職員の育児休業取得率は100%、男性職員の育児休業取得率は66%となっています。男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが促進された結果が取得率の増加につながったので、引き続き高い取得率を維持する必要があります。

【把握項目⑦】 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

(令和6年度)

休暇区分	男性		
	休暇取得可能職員数	休暇取得職員数	取得率
配偶者出産休暇	3名	2名	66.6%
育児参加のための休暇	3名	2名	66.6%

男性職員の配偶者の出産に係る休暇及び育児参加のための休暇については取得率が6割となっています。男性職員の積極的な育児参加のため、更なる制度周知と職員の意識改革を図る必要があります。